

ひとり親家庭への 支 援

発行：令和7年4月 八代市こども家庭支援課

※子育て全般の支援サービスについては、別冊の「子育て家庭への支援サービス」リーフレットをご覧ください。

結婚から子育てのさまざまな情報を掲載しています。ぜひ、ご覧ください！

結婚・妊娠・出産・子育ての総合情報サイト



<http://attaka.city.yatsushiro.kumamoto.jp/>



やっしろあったかねっと

検索



相談窓口

● 市民相談室 33-4452

母子・父子自立支援員・女性相談支援員が、ひとり親家庭の相談、就労や資格取得などの相談に応じます。

月～金曜 9:00～17:00 【市役所2階】

● 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター 096-331-6736

ひとり親家庭のお母さん、お父さんの自立支援のための就業相談、生活相談などを受付けています。離婚、養育費について弁護士による無料相談（要予約）もあります。

火～金曜 9:00～19:00

土・日曜 9:00～17:00

【母子・父子休養ホームしらゆり内（熊本市東区錦ヶ丘34-23）】

● 熊本県母子父子自立支援員 33-3296

ひとり親家庭への貸付金に関する相談・支援を行います。

月～木曜 9:00～16:00 金曜 9:00～15:00（土、日、祝は休み）

【熊本県県南広域本部福祉課（熊本県八代総合庁舎内）】

【手続き・問合せ先】

こども家庭支援課（市役所2階）

TEL 37-6800



八代市ひとり親家庭福祉協議会へ加入しませんか

ひとり親家庭等の福祉が充実されるよう、みなさんの生活を支援するために様々な活動をしています。自主企画の楽しいイベントや勉強会、福祉のイベントなどで一緒に活動しませんか？

○親子野外活動、入学お祝い会、パソコン教室、フラダンス教室など

加入ご希望の方は、熊本県ひとり親家庭福祉協議会

096-331-6735 にご連絡ください！



生活支援

児童扶養手当



手続き・問合せは、
こども家庭支援課へ

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭及び父子家庭、または父母に代わって児童を養育する養育者の生活の安定と自立を助け、福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【児童とは】

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

※（政令で定める程度の障がいの状態である場合は20歳未満）

【受給者】

次のいずれかに該当する児童を監護する母、または児童を監護し生計を同じくする父、または、該当父母以外の人で児童を養育する養育者に支給します。

○父母が離婚後、父（母）と別れて生活している児童

○父（母）が死亡した児童

○父（母）が重度の障がいの状態にある児童

○父（母）の生死が不明な児童

○父（母）から引き続き1年以上遺棄されている児童

○父（母）が裁判所への申立てにより保護命令を受けた児童

○父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

○婚姻（事実婚も含む）によらないで生まれた児童

○その他、上記の事由に該当するか明らかでない児童

※ただし、以下の場合は受給できません。

【対象児童】

●日本国内に住所がない

●児童福祉施設に入所している、または里親に委託されている

●父または母と生計を同じくしている

●父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されている

【父、母または養育者】

●国内に住所がない

●養育者である場合、児童と別居している

【支払額（月額）】

※令和7年4月現在

	全部支給	一部支給
児童1人	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人目以降	11,030円加算	11,020円～5,520円加算

※一部支給の場合、本人の所得に応じて10円単位で設定。

【支給開始月】

認定された場合、申請書を受理した月の翌月分から支給されます。

【支給月】

1月、3月、5月、7月、9月、11月の11日（土日祝日の場合は、前営業日）に、その前月までの分を支給します。

振込時間は指定できません。

1月支給日（11月、12月分）

3月支給日（1月、2月分）

5月支給日（3月、4月分）

7月支給日（5月、6月分）

9月支給日（7月、8月分）

11月支給日（9月、10月分）

【手続き】

事前に相談の上、必要な書類をそろえて申請してください。

【現況届】

毎年8月に現況届の提出が必要です。

【所得制限限度額表】

扶養親族等の数	本人の所得		扶養義務者及び配偶者の所得
	全部支給に該当	一部支給に該当	
0人	690,000未満	2,080,000未満	2,360,000未満
1人	1,070,000未満	2,460,000未満	2,740,000未満
2人	1,450,000未満	2,840,000未満	3,120,000未満
3人	1,830,000未満	3,220,000未満	3,500,000未満
3人以上	一人増えるごとに380,000円加算		

※扶養親族等の数は、所得税の扶養親族の数です。児童の父(母)から母(父)または児童に対して養育費を受けている場合、その養育費の8割が母の合計所得に算入されます。

※令和6年11月～令和7年10月支給分は、令和6年度(令和5年中)の所得額を、令和7年11月～令和8年10月支給分は、令和7年度(令和6年中)の所得額を確認します。

ひとり親家庭等医療費助成

手続き・問合せは、
こども家庭支援課へ

ひとり親家庭等の経済的負担の軽減、健康保持を図るため、医療費の自己負担額の3分の2を助成します。

【対象者】

○母子家庭の母及び扶養している児童

○父子家庭の父及び扶養している児童

○父母のない児童

※児童は、18歳に達する日以後の3月31日までの間にある人

母または父は、20歳未満の子を扶養している人

※高校3年生相当までの児童は、こども医療費助成（全額助成）をご利用ください。

※医療保険適用分が助成の対象となり、次の費用は対象になりません。

- ・医療保険の対象とならない費用
- ・入院時の食事療養費
- ・医療保険から高額療養費や附加給付金として支給される費用

【手続き】

事前にご相談の上、必要な書類を案内します。

児童扶養手当を申請の方は、同時に手続きをいただきます。

【助成方法】

いったん医療機関等にお支払いいただいた後、助成申請が必要です。



ひとり親家庭等日常生活支援

手続き・問合せは、
こども家庭支援課へ

母子家庭・父子家庭及び寡婦の方が、技能習得や就職活動などの自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や、母子・父子家庭になって間もなく生活が不安定な場合など家庭支援員の派遣により生活援助や子育て支援を受けることができます。

【支援内容】

○生活援助……利用者宅で家事・介護その他の日常生活のお手伝い

○子育て支援…保育サービス（支援員の居宅等での預かり）

【利用料】

利用世帯区分	利用者負担額(1時間当たり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯・市県民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

【手続き】

家庭生活支援員の派遣を希望する場合、事前に登録し、派遣依頼の申込みをする必要があります。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

手続き・問合せは、熊本県県南広域本部福祉課 TEL 33-8756 へ

母子家庭・父子家庭および寡婦の生活の安定と、その児童の福祉を図るために、各種資金の貸し付けを行っています。

【対象者】 ○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
○母子家庭の母（父子家庭の父）が扶養している児童
○父母のない児童 など

【手続き】 各種資金の貸し付けがあります。資金に応じて、貸付要件や提出書類、貸付限度額が異なりますので、上記問い合わせ先まで事前にご相談ください。

【資金の種類】
（修学資金）児童が高校・大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
（生活資金）母・父等が知識技能習得や医療・介護、失業中などで、生活を安定・維持するために必要な生活費など
（就学支度資金）児童が就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金

その他
（事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金）

公営住宅の倍率優遇制度

県営住宅や市営住宅の入居にあたり、条例に定める入居基準を備えているひとり親世帯に対しては、抽選倍率を2倍にします。
（抽選番号を2つ付与します。）

【お問合せ先】
【県営住宅】 県営住宅・熊本県住宅供給公社 096-382-5551
【市営住宅】 八代市役所住宅課 33-4122

JR通勤定期の割引

JRの通勤定期乗車券を3割引で購入できます。
※他の割引（学割など）との併用はできません

【対象者】 児童扶養手当の受給者および同一世帯の方
【手続き】 こども未来課で申請を行ってください
【持参するもの】 児童扶養手当証書、印鑑
定期を購入する人の写真（上半身4cm×3cm）

就労支援

就労に関する相談窓口 （裏面の相談窓口をご覧ください）

○ 母子・父子自立支援員 ○ 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター
○ 就業支援専門員 ○ 就労自立促進事業（ハローワーク） など

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

手続き・問合せは、こども家庭支援課 へ

母子家庭の母・父子家庭の父の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い講座を受講する費用の一部を支給します。

【対象者】 ひとり親家庭の母・父で次の要件にすべて該当する人
○母子・父子自立支援プログラム策定を受け入れていること
○教育訓練を受けることが適職につくために必要であること
○過去に訓練給付金の支援を受けたことがないこと

【対象講座】
○雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
○前各号に掲げるものに準じ、熊本県知事が指定する講座

【支給額】 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の6割に相当する額です。一部対象講座受講者で、修了後1年以内に資格取得かつ就職をした方は、最大85%に相当する額になります。
（ただし、上限は20万、下限は12千円です。6割が12千円を超えない場合は支給対象となりません。）

【手続き】 希望する人は、対象講座開始日の15日前までに事前相談を行い、対象講座としての指定を受ける必要があります。
※雇用保険制度の一般教育訓練給付を受けられる方も、差額を支給することが可能になりました。



ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

手続き・問合せは、こども家庭支援課 へ

母子家庭の母・父子家庭の父が就職に有利な資格取得を目指し、専門学校や大学等の養成機関で1年間以上修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため訓練促進費を給付します。また、卒業後に一時金を支給します。（養成機関等が遠隔地にあり通学が困難な場合や働きながら資格取得を目指す場合などは、通信教育による修業も可能です。）

【対象者】 ひとり親家庭の母・父で次の要件にすべて該当する人
○児童扶養手当受給者または児童扶養手当の支給要件と同様の支給水準の所得であること
○養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
○仕事または育児と修業の両立が困難であること
○過去に本事業による訓練給付金の支援を受けたことがないこと

【対象資格】 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、栄養士 など

【支給額】

	訓練促進給付金（月額）	一時金
市民税課税世帯	70,500円	25,000円
市民税非課税世帯	100,000円	50,000円

※課程修了までの最後の1年間は上記金額に月額40,000円を加算して支給

【支給期間】 修業期間（4年間まで）
ただし、支給申請のあった月分から支給します

【手続き】 こども未来課に事前の相談が必要です

※熊本県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
（入学準備金・就職準備金）の貸付制度もあります。

※准看護師養成機関を卒業し、引き続き、看護師の養成機関で修学する場合には、通算で4年間の支給が可能になりました。

就労自立促進事業

手続き・問合せは、ハローワーク八代
または こども家庭支援課へ

児童扶養手当を受給されており、就労可能で就労意欲のある方に対し、ハローワークと福祉事務所等による「就労支援チーム」が、支援対象者に応じた就職活動を支援します。

【支援の内容】 就労支援チームが、支援対象者の希望・意向を十分に尊重して「支援プラン」を作成します。就職の目標時期や具体的な就職活動を計画性を持って支援します。

【問合せ】 ハローワーク八代 職業紹介部門 31-8609

教育支援

小・中学生に対する就学援助制度

手続き・問合せは、学校教育課 TEL 33-6133 へ

経済的な理由によって、就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施を図るため、就学に必要な費用を援助する制度を設けています。

【対象者】 八代市内に住所を有し、小中学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、生活保護法の要保護者に準ずる程度の生活困窮世帯で、次の要件に該当する方が申請の対象となります。
○生活保護の停止・廃止となった方
○市民税の非課税、または減免対象者
○個人事業税の減免対象者
○固定資産税、国民年金掛金・国民健康保険税の減免等対象者
○児童扶養手当受給者（所得状況により、対象とならない場合があります。）
○その他、収入が不安定だったり、災害や長期療養など特別の事情で生活が苦しく、学校費用の納付に困っている方

【援助の内容】 学用品費、新入学用品費、校外活動費、給食費、修学旅行費及び医療費（学校保健法に定められた病気のみ）

【申請方法】 援助を希望される方は、小中学校及び特別支援学校に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。



子どもへの学習支援

地域の学習教室

学習に支障のあるひとり親家庭等の子どもたちに、学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する事業です。

【対象者】 ひとり親家庭等の小・中学生
【教室開所日】 週1回以上
【費用】 1回 100円が上限

※実施場所や参加申込などのお問合せは、
熊本県ひとり親家庭福祉協議会 TEL 096-331-6735 へ

ひとり親家庭 応援の塾

県内各地の学習塾の協力・支援により、受講料の割引制度を設けている塾のことです。受講料の割引に加え、塾によっては県からの助成を受け教材の無料配布など様々な支援を行っています。
対象となる塾にて、手続きを行ってください。